

御殿場市申請書作成支援システム（記載台型）導入業務委託に係る  
公募型プロポーザル質問回答書

令和6年9月4日

参加業者 各位

御殿場市長 勝又 正美

御殿場市申請書作成支援システム（記載台型）導入業務委託に関する質問について、  
下記のとおり回答します。

No.	質問事項	回答
5	プレゼンテーション時に、実機を用いたデモの実施は可能でしょうか。	貴見のとおりで差し支えありませんが、デモを実施しようとする際は、あらかじめ審査委員会事務局にその旨を申し出てください。
6	導入後5年間の保守管理等にかかる費用は業務委託上限額に含まれるでしょうか。	業務委託上限額には、システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5年分）を含みますが、一般的な保守管理経費は、これに含みません。
7	含まれない場合は、受注者と別途5年間の随意契約を締結されるのでしょうか。	貴見のとおりで差し支えありません。ただし、別途契約を予定している保守管理業務の経費には、システム構築費、導入機器等購入費、導入機器及びシステムライセンス料（5年分）に相当すると認められる費用を含めることはできません。
8	貴市にてご用意される顔認証システムの仕様をご教示ください。	顔認証システムの仕様に関しては、本業務契約締結後、受託者と協議し定める事項となります。
9	本稼働日は令和7年1月6日（月）からと考えてよろしいでしょうか。	システムの実稼働は、令和7年1月6日（月）の窓口業務開始からとして差し支えありません。

※No.の数字は通番を表す。